

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
各府省の体制強化	<p>① 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入する。【再掲】</p> <p>② 基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。</p> <p>【再掲】</p> <p>③ 各府省の統計部局において、府省内の政策部局等からの統計作成に関する相談、要望等に対応するなど、府省内の統計作成を広く支援する。</p> <p>④ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。</p> <p>⑤ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。</p> <p>⑥ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。</p> <p>⑦ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。</p> <p>⑧ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。</p> <p>⑨ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>・「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）における「Ⅳ 今後の取組」（資料1-2参照）の「9 各府省の体制強化」部分</p> <p>【6月14日 企画部会第1ワーキンググループ】</p> <p>・SNAは専門性が非常に高く、中長期的な観点からの人材育成が不可欠と思われるが、現状には危機感を覚える。たとえば、内閣府では、最大5年の任期付き職員として、大学院修士取得者を採用している場合があるが、実務に追われるだけで十分な専門性が向上せず、人材育成に至らなかったため、任期満了後の就職にも苦労があったという例がある。人材育成を強化し、好ましいキャリアパスと認識されるような努力が重要である。</p> <p>【7月22日 企画部会第2ワーキンググループ】</p> <p>・国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化などの取組に関して、各府省がこれら取組を着実に実施していくためには、これらを行うための英語能力や統計の知見を有する専門人材が必要となってくるのではないかと。</p>

	<p>【8月10日 第181回統計委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模の小さい組織については、専門性の高い職員を確保することは困難だと思うので、今後、統計部署の整理・統合という観点も含めて、検討していただきたい。 ・民間の学識経験者や専門家によるアドバイザー機能を整備するということには異論はないが、やはり政府内部の人材として、高度な専門知識を持ち、学位を持った者を積極的に採用していく方向にはならないのか。以前に、日本はそもそも学位を持った者が少ない、言わば共有が少なく採用しようにも人がいないという意見もいただいたが、需要が無ければ供給も生まれない。もし可能であれば、民間や外部の活用だけではなく、政府内部に専門知識や学位を持っている職員を採用して専門性を強化するといったことを建議に記載できないか。
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 分析的審査以前に、調査票の記入漏れチェックや結果表の表内検算・表間検算などの基礎的審査を実施していない統計調査があることが判明したことから、各府省に配置された統計分析審査官の下、基礎的審査の導入を進めるとともに、分析的審査については、基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。なお、基礎的審査及び分析的審査の導入状況については、年1回、フォローアップを行うこととしている。【再掲】 ② <ul style="list-style-type: none"> ・各府省においては、所管の統計調査について、点検・評価ガイドラインに基づき、統計調査の区分に応じ、計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善に取り組んでいる。 ・分析的審査については、各府省に配置された統計分析審査官の下、分析的審査が導入されていない基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。【再掲】 ③ <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の統計幹事部局である統計局では、省内の統計作成部局と密に連絡を取れる関係を構築しており、必要な支援も実施しているところ。【総務省】 ・省内（調査所管課以外も含む。）に向けて、研修の受講を働きかけたほか、人事課とも連携し、新規採用者全員が受ける初任者研修に統計に関する研修（総務省統計研究研修所主催のオンライン研修）を盛り込むなど、統計人材の育成に努めた。【文部科学省】 ・民間の統計に関する知見を有する者を採用し、省内統計調査や研修等の改善を行う体制を整備した。【厚生労働省】 ・平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、組替集計の受付・提供、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を支援。統計幹事部局（大臣官房統計部）が、省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計等データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・省内提供する取組を令和4年（2022年）から開始した。【農林水産省】 ・従来から統計部局において、省内の統計作成課室からの相談に対応している。【経済産業省】 ④ 平成30年度（2018年度）以降、毎年行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」を踏まえ、各府省において必要な予算・定員を確保している。 ⑤ 平成30年（2018年）以降、毎年行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の中で統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組を定めている。令和3年度（2021年度）は、統計委員会から、デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等、統計データの利活用促進、調査体制の強化と人材の確保・育成など、令和4年度（2022年度）において統計リソース（予算・人員）を重点的に配分す

	<p>べき取組について建議がなされた。</p> <p>⑥ 各府省における統計リソースの確保・有効活用につながった取組の情報収集を行い、把握した事例を統計委員会に報告し、各府省への共有を図っている。令和4年（2022年）2月の統計委員会では、先例となるべき新たな取組として、国税庁の民間給与実態統計調査の回答項目の一部に報告者が保有する給与支払報告書データを活用する事例を報告し、各府省への共有を図った。</p> <p>⑦ 別添参照</p> <p>⑧ 別添参照</p> <p>⑨ 別添参照</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p><基本的な考え方></p> <p>i) 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。【各府省、国土交通省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年延長の機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) 総務省は、各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iv) 内閣官房及び総務省は、統計幹事を支える統計分析審査官について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるような体制へと大幅に見直し、その体制の強化を行う。また、各府省の統計幹事及び見直し後の統計分析審査官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。さらに、見直し後の統計分析審査官に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行う。また、見直し後の統計分析審査官ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計分析審査官ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計分析審査官の確保・育成を行う。【内閣官房、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」資料編から抜粋

資料11「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和3年度フォローアップ

Ⅰ 令和3年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和3年度（2021年度）における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省名	取組事項
内閣官房	【2（1）能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。
人事院	【2（1）能力開発】 ・人事院人事課主催の統計研修を令和3年7月7日に実施した（受講者13名）。 ・統計データアナリスト・アナリスト補育成計画を着実に進めるため、長期的視点で対象者を選定し、該当者には、人事院の育成目標数等の情報を共有し、統計データアナリスト・アナリスト補の認定に必要な研修等の情報を提供の上、積極的な受講を奨励した。結果として、令和3年度において、統計データアナリスト1、アナリスト補2の認定を受けた。
内閣府	【2（1）能力開発】 内閣府及び他省庁の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施した。 さらに、EBPMに関して、EBPMにおけるエビエンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。
宮内庁	【2（1）能力開発】 EBPMに関する知見の習得や、EBPMに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるEBPM担当職員を、関連する研修に派遣した（令和3年度はリモートにより受講）。
警察庁	【2（1）能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、研修の受講を働き掛けた。
個人情報保護委員会	【2（1）能力開発】 令和2年度から引き続き、総務省統計研究研修所の実施する統計研修（オンライン）を新規採用職員に受講させるとともに、その他の職員にも積極的に受講を呼びかける等、人材の育成に取り組んだ。

府省名	取組事項
消費者庁	<p>消費者庁においては、基幹統計調査、一般統計調査等の統計法に基づく統計調査を実施しておらず、専ら統計作成を行う部署はなく業務の一部として意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p>【2（1）能力開発】 新規採用職員研修において、統計・EBPMに関する内容の講義を組み込み、本講義の中で総務省において作成する「初めて学ぶ統計」（ダイジェスト版）を活用している。また、消費者政策研究の拠点である新未来創造戦略本部において、アンケート調査のロールプレイング（変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成）等の研修を行った。</p>
総務省	<p>【2（1）能力開発】 集合研修でのみ開催していた「統計担当者向け入門」をオンライン統計研修として整備し、統計調査の企画や実施の担当部署に新たに配属された者向けの初級研修として開講した。（令和3年度（2021年度）修了者数：1,298名） さらに、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、一部の主要な集合研修において、リモートで受講できるライブ配信研修を実施し、幅広く受講機会を確保できるよう努めた。</p>
法務省	<p>【2（1）能力開発】 令和3年度から7年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、今後、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけていきたい。</p>
外務省	<p>【2（1）能力開発】 省内で実施している「第2部・第3部後期研修」（入省2～3年目で在外赴任前の総合職及び専門職職員が全員受講する研修）において、統計に関する講義を行っている。また、「第4部初任研修」（新規採用一般職職員が全員受講する研修）においても、令和3年度は、統計に関する講義を新たに追加した。</p>
財務省	<p>【2（1）能力開発】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し策定した「統計データアナリスト等を確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成を行った。</p>
文部科学省	<p>【2（1）能力開発】 総務省統計研究研修所実施、統計研修の受講履歴等能力開発に係る情報及び統計に関する資格取得に係る情報について、蓄積・管理し、統計人材の配置に活用した。</p>

府省名	取組事項
厚生労働省	<p>【2（1）能力開発】 統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成など、政府全体の新たな取組等を反映するため、新たに「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）を策定し、本基本方針を踏まえて、職員の業務経験等に応じたレベル別研修及び全職員・幹部職員を対象とした必須研修を実施した。また、職員の受講機会の拡大や効果的な研修実施を目的として、eラーニング教材の拡充・見直しを行った。</p>
農林水産省	<p>【2（1）能力開発】 活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に「新たな人材育成プラン」を策定した。令和4年度からの実施に向けて準備しているところ。</p>
経済産業省	<p>【2（1）能力開発】 総務省統計研究研修所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、EBPM推進のための人材育成に取り組んだ。</p>
国土交通省	<p>【2（1）能力開発】 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画（令和3年度から7年度まで）を踏まえ、統計データアナリスト等の配置を推進し、総務省統計研究研修所が実施する統計データアナリスト等の認定要件となる研修等へ参加するよう統計職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>
環境省	<p>【2（1）能力開発】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計局主催の各種研修への参加を促し、職員の研修機会の確保に努めた。</p>
原子力規制委員会	<p>【2（1）能力開発】 「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を作成し、統計データのユーザーとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図っていくこととした。</p>
防衛省	<p>【2（1）能力開発】 ・防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組んだ。 ※ 令和3年度の統計研修受講者：34名</p>

II 人事交流や外部人材の採用等に関する令和3年度の実績

①統計研修の修了者数

(「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第II部2(1)②イ・5①関連)

○総務省統計研究研修所が実施している統計研修の修了者数

	初級		中級			上級		統計幹部コース	分野別研修	
	初めて学ぶ統計	統計担当者向け入門	調査設計の基本	統計分析の基本	統計利用の基本	本科	統計データアナリスト研修	統計幹部講座(※1)	(※1)	(※2)
内閣官房	4	2	2	2	3	令和3年度は中止	1	0	12	
人事院	37	6	2	2	3		0	1	73	
内閣府	66	35	17	15	16		9	6	135	
公正取引委員会	0	0	0	0	0		0	2	3	
警察庁	0	0	1	0	0		0	0	1	
個人情報保護委員会	12	10	0	0	0		0	0	25	
消費者庁	0	1	0	0	0		1	1	1	
復興庁	0	0	0	0	0		0	0	0	
総務省	44	37	37	27	38		13	12	118	
法務省	37	21	8	8	11		0	1	103	
外務省	9	2	0	0	0		0	0	7	
財務省	884	429	28	61	42		8	2	2,451	
文部科学省	82	16	6	8	6		3	7	74	
厚生労働省	147	82	19	20	22		4	5	265	
農林水産省	65	59	30	21	24		4	3	164	
経済産業省	19	13	1	2	2		4	9	49	
国土交通省	131	83	11	9	8		10	4	358	
環境省	1	1	3	2	2	0	2	8		
防衛省	28	10	6	6	7	5	0	77		

(※1) 修了証が発行されない研修の受講者数を含む。

(※2) 当該項目の修了者数は延べ人数。

○統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

	統計データアナリスト	統計データアナリスト補
令和3年度	17名	48名

○各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数

	研修名	修了者数
人事院	・人事院統計研修－統計知識－	・13名
内閣府	①EBPM入門 ②EBPM実践セミナー ③計量経済分析入門（前期） ④計量経済分析入門（後期） ⑤時系列分析実習 ⑥パネル分析実習 ⑦季節調整法研修 ⑧GDPを学ぶ ⑨国民経済計算(SNA)ステップアップ ⑩アンケート調査入門 ⑪標本調査入門	①68名 ②29名 ③40名 ④14名 ⑤31名 ⑥19名 ⑦23名 ⑧53名 ⑨37名 ⑩157名 ⑪41名
外務省	①第2部・第3部後期研修 ②第4部初任研修 ※①、②ともに、研修の一部に統計に関する講義が含まれるもの。	①76名 ②65名
厚生労働省	①統計基礎コース ②統計実務コース ③統計の見方・使い方入門 ④統計活用コース ⑤統計理論コース ⑥計量分析基礎コース ⑦実践的統計解析コース ⑧EBPM基礎研修 ⑨EBPM応用研修 (①～⑧については、eラーニング受講分を含む。)	①314名 ②208名 ③436名 ④264名 ⑤284名 ⑥26名 ⑦19名 ⑧35名 ⑨13名
農林水産省	①農林水産統計能力養成研修（EBPM研修） ②農林水産統計能力養成研修（データサイエンティスト育成研修）	①79名 ②25名
経済産業省	①<統計入門コース>統計利用基礎研修 ②<統計実務コース>統計実務基礎研修 ③<データサイエンスコース基礎編>初級研修 ④<データサイエンスコース基礎編>中級研修 ⑤<データサイエンスコース応用編>アンケート調査の企画・分析研修 ⑥<データサイエンスコース応用編>産業連関分析研修	①23名 ②31名 ③44名 ④12名 ⑤8名 ⑥8名

②統計職員が取得している資格や学位
（「方針」第Ⅱ部2（1）②ウ関連）

	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他
内閣府	8	25	1
総務省	27	64	2
財務省	2	1	0
文部科学省	2	3	0
厚生労働省	3	21	0
農林水産省	4	19	0
経済産業省	27	7	0

※令和4年（2022年）3月末時点。

※いずれも、基幹統計所管府省のみ。

※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。

※「その他」は、データベーススペシャリスト及び専門社会調査士。

③統計部門における府省間の人事交流 (「方針」第Ⅱ部2(2)①・5①関連)	自府省統計部門への受入		他府省統計部門への派遣		
	内閣府	13名 (厚生労働省より1名、総務省より8名、農林水産省より1名、財務省より2名、文部科学省より1名)	2名 (総務省へ1名、国土交通省へ1名)		
	総務省	14名 (内閣府より1名、財務省より2名、厚生労働省より5名、農林水産省より4名、文部科学省より1名、国土交通省より1名)	14名 (内閣府へ8名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、農林水産省へ3名、文部科学省へ1名)		
	財務省	1名 (総務省より1名)	4名 (総務省へ2名、内閣府へ2名)		
	文部科学省	1名 (総務省より1名)	2名 (総務省へ1名、内閣府へ1名)		
	厚生労働省	1名 (総務省より1名)	6名 (内閣府へ1名、総務省へ5名)		
	農林水産省	3名 (総務省より3名)	6名 (総務省へ4名、内閣府へ1名、国土交通省へ1名)		
	国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省へ1名)		
④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流 (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)		大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関 との共同研究等	
	内閣府	-	-	3件	
	総務省	2名(大学等の高等教育機関へ2名)	-	13件	
	農林水産省	1名(大学等の高等教育機関へ1名)	-	-	
※各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。					
⑤国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流 (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣 延べ4名(国際機関へ4名、その他の海外の統計機関へ0名)				
	○国際機関や海外の統計機関との交流 統計に関する国際会議の主催：0件、統計に関する国際会議への参加会議数：42件、参加延べ90名				

⑥政府統計部門における外部
人材の受入実績
（「方針」第Ⅱ部1（1）④・3
①・②関連）

		内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	4	10	1	1	-
	任期付研究員法に基づく任期付研究員	4	-	-	-	-
	官民交流法に基づく採用職員（任期付）	-	-	-	-	1
	臨時的任用職員など（任期付）	-	-	-	-	-
	行政実務研修員	-	-	-	-	-
非常勤	専門職非常勤職員	2	3	-	-	-
	客員研究員等（非常勤）	7	-	-	-	-
	客員教授	7	29	-	-	-
	その他の非常勤職員	-	1	1	-	1
合計		24	43	2	1	2

※令和4年（2022年）3月末時点。

⑦国・地方間の人事交流
（「方針」第Ⅱ部4①関連）

	自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣
内閣府	1名 （北海道より1名）	-
総務省	2名 （千葉県・長崎県より各1名）	2名 （千葉県・長崎県へ各1名）